

平成17年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要(第2回)

第1 開催日時

平成17年7月6日(水)午後1時30分～午後4時00分

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室(3階)

第3 出席者

(委員)

梅原清子,岡久幸治,岡本敏子,奥山豪,小沢泰明,加藤隆司,金原徹雄,
玉柏ちづる,中谷友紀,古田皓,松原敏美,向口睦美(五十音順,敬称略)

(説明者及び事務局)

西野事務局長,市村首席家裁調査官,千葉首席書記官,澤原次席家裁調査
官,長谷川事務局次長,安井総務課長,山崎総務課課長補佐

第4 議事(発言者/委員長,委員,説明者)

1 開会のあいさつ

2 新委員の紹介

3 委員長の選任

岡久委員が委員長として選任された。

4 少年事件の説明

澤原次席家裁調査官から,少年事件について概略的な説明がされた。

5 模擬審判

家出中の少年が,原動機付自転車を盗んで逮捕され,その間,売春まがいの
行為を繰り返していたことから,検察庁が,要保護性が高いと判断し,家庭裁
判所に身柄付事件送致した。その後の家庭裁判所の審判で,少年に保護観察決
定が下されるとの設定で,職員が,少年審判廷において,模擬審判を行った。



(写真は、模擬審判の1シーン)

6 意見交換

テーマ：少年事件について

意見交換の概要は、以下のとおり

模擬審判を見た感想ですが、これまで少年事件というと凶悪な重大事件のようなイメージがありました。今回の模擬審判は窃盗事案でしたが、初犯なのに保護観察処分になるのかと意外に思いました。また、模擬審判の中で、少年の窃盗の背景には、家出や生活の乱れ、援助交際がありました。その辺りが重要ではないかと思いました。さらに、両親の子育てが、あのような少年の乱れにつながったことが分かりましたが、両親は、不仲から簡単に離婚に至っており、再婚後も果たして少年の生活は大丈夫なのかと思いました。

少年事件というものは何かという問題がありますが、少年事件の本質を考えないと答えられない問題を含んでいると思います。

少年事件というのは、何をしたか、つまり非行事実がどうであったかということのほか、少年にどういう保護を行う必要があるか(要保護性)という大きな問題があります。今回の少年は窃盗を犯したものであり、大きな罪を犯してはいないが、東京で家出中に援助交際を行っている状況を考えれば、要保護性は強いと考えられます。このような事例は特殊なケースではなく、観護措置を執ったのも、もっともなことではなかろうかと思われま

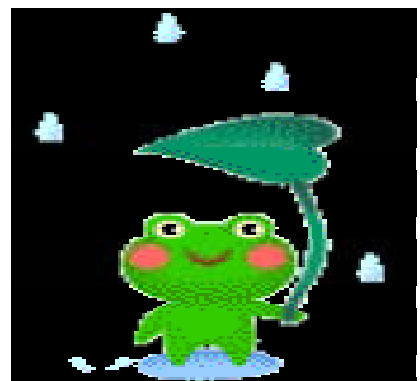
少年は、これから将来に向かって犯罪の道に入り込んでいくのではなく、

立派な成人になるためには裁判所の後見が必要であると考えられます。今、手を差し伸べると、まともな道に進む可能性が高く、保護を加える必要がある場合、罪としては軽いが背後に危険性を孕んでいる場合など、全体として解決しようとするシステムが少年法にあるといえます。

模擬審判を見た感想ですが、子供は、親の育てられ方など、家庭環境に左右されるものだと思います。また、裁判所が、子供の将来を明るくするための手立てを講じることも分かりました。

窃盗といっても、万引き、自転車泥棒、引ったくり等、いろいろなケースがありますが、たとえ、原動機付自転車を取ったに過ぎなかったとしても、家出をして盗んだり、学校へ行くことなく窃盗を行った場合などについては、調査官が調査を行ったり、裁判官と協議の上、鑑別所に少年を収容したりします。裁判所としては、大きな目を見て、犯罪を犯さないためにはどうしたらよいかと考えています。

少年事件では、中間決定としての試験観察という制度があります。これには2種類あり、調査官が指導を加えながら裁判所の方で様子を見た上で処分を決める在宅試験観察と、もう一つは、補導委託試験観察といって、一定期間少年を補導委託先に預けた後に処分を決めるもので、保育所など、民間の方にボランティアのような形で少年に職業訓練をさせながら、指導をお願いします。



模擬審判で、少年を遊び相手にした徳川裕二が許せません。何か追求する手立てはないのかなと思います。

また、最近には凶悪な少年事件や悪質な少年事件を耳にします。少年事件に対する教育理念は分かりますが、被害を受けた者は納得できないのではないかと思います。近頃は、少年でも悪いことをしたら落とし前をつけなければならぬという意見が多くなっているのではないかと思います。戦後60年行ってきたこれまでの運用については、今のままでよいのか疑問に思います。

少年事件における少年の処遇と非行事実のバランスをどう考えるかという点について、担当裁判官は非常に悩むところです。少年事件では、非行事実と並んで要保護性を検討する必要がありますが、犯した罪が大したものでもなくとも、家庭が乱れて崩壊している場合など、要保護性が高いものについては、運用面で施設収容を決定することが多いと思います。逆に、数多くはありませんが、重大事件や命にかかわるような事件が起きたときに、どうするかという問題があります。今の少年法では、少年に対する処遇は、刑務所に入る期間の長短で決せられない運用になっています。もともと少年法の教育的な発想は、長く刑務所にいたから目的が達せられるというものではありません。少年院送致では処分が甘いという批判も聞くところですが、では大人と同様に刑事処分を行っていいかというところは非常に悩むところでありま。しかしながら、全体としてみれば、そのような重大事件は少なく、今回の模擬審判のような事例が圧倒的に多いと思います。

昭和53年から昭和57年まで、少年審判廷で立ち会ったことがありますが、当時に比べると事件数は少ないと思います。今回の模擬審判では、両親が出席していましたが、私の経験では、両親が揃ったことは一度もありません。模擬審判で、携帯電話を通じて東京の男と知り合ったというシチュエーションについては、今風であると思いました。東京では少年犯罪に対して警

視庁の取締りが厳しくなっていると聞いています。模擬審判では、保護観察処分となりましたが、相当な結果であると思います。

模擬審判では、少年の桜子に対する処分は、保護観察処分になりましたが、少年や両親は、どういうことで保護観察処分を受けたのかよく分かっていないと思われます。保護観察所においては、まず保護観察の説明をします。そして、約束事の遵守事項を少年と一緒に決めます。また、処遇するための調査をします。今回の模擬審判のケースは、難ケース事案になるだろうと思われます。少年が両親と同居していれば同居は維持されるでしょうが、同居していなければ同居に対しての具体的な案が出しにくいケースです。本件は夫婦の不仲で母親が鬱になっており、大人になっていない依存性の高い父親が暮らしている状況ではないかと考えられます。現状においては、少年は期待できる家庭環境にないと考えられます。保護観察官がサポートしなければ少年は見捨てられ、少年は、簡単に出会い系サイトに電話する状況にあるのではないかと考えられます。本件では、保護観察官と保護司が振り回されるケースではないかと思われます。

模擬審判を見た感想ですが、少年や両親に対して反省を促す場面が多く、保護者の責任が大きいと思いました。

また、少年事件は非公開ですが、原動機付自転車を盗まれた被害者の心情として、納得できるのかなあと思いました。裁判官が、保護処分の決定を下したときに、少年に対し、被害者へ手紙を書くことを勧めると諭した場面がありましたが、あの場面に被害者がいれば納得するのではないかと思いました。

平成12年に少年法が改正されましたが、改正後においては、被害者に一定の配慮をすることになりました。例えば、被害者が記録の閲覧やコピーができることになりましたし、また、被害者の意見を聴取する制度が設けられました。さらに、被害者から申し出があれば、審判の結果を被害者に通知す

る制度もできました。しかし、少年のいる前で、被害者の意見を聴くということがあるにしても、被害者が審判廷に参加するということにはなっていません。



和歌山では、被害者の記録の閲覧、謄写件数は、平成13年から20件あります。また、被害者からの意見聴取は、平成13年から9件あります。さらに、被害者への審判の結果通知は、平成13年から33件あります。

最近では、被害者感情に気づかせることが少年の更生につながるということが強調されています。したがって、調査官の調査の過程で、少年に対し、被害者への謝罪をさせたり、被害弁償をさせることはあります。

よくできたドラマであったと思います。模擬審判の事案については、不処分にするというだけでもよかったのではないかと思います。少年の凶悪事件と模擬審判のような事例とは区別して考えるべきだと思います。20歳になっていなければ人を殺しても刑期は短くて済むんだという発想があるということも多々聞きますし、そういう法を逆手にとる動きも聞いたりしますので、飴と鞭ではありませんが、更生と厳罰を分けて考える必要があるのではないかと思います。

1人の少年に対して、何人ぐらい調査官が関与するのかと思いました。また、模擬審判の感想として、一番悪いのは東京の男で、何とかして処分を受けるべきだと思います。

通常、1人の少年に対して1人の調査官が関与しますが、複雑な事案や重大事件であれば、3人の調査官が関与することもあります。

今回の模擬審判のケースであれば、保護観察所では、原則的には保護司1

人と保護観察官 1 人の計 2 人が対応をしますが、少し問題が発生してきたら、役割を分け、親の方に保護司が、少年の方には保護観察官がかかわる形を採ります。そんなに問題がなければ、保護司が少年と親の双方にかかわり、保護観察官が定期的に少年を呼んで話をするという形を採ります。そして、保護司や保護観察官のところに保護観察課長などがスーパーアドバイザーとして関与することになります。もっとも、難しい案件の場合には、保護司は関与せず、保護観察官だけで対応することになります。

高校などから、少年非行等の研修会をしてほしいとの依頼があり、弁護士が話をする機会があるのですが、少年法の基本構造の理解が難しく、1 回の研修会で理解させるのが難しいという面があります。また、弁護士が付添人として事件関与する件数は、非常に少ないと思います。

統計的には、少年法が改正された平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに、殺人事件として終局したのは 63 件ということですが、4 年間に 63 件というのは、昭和 20 年代や 30 年代のピーク時と比較すると、必ずしも近時に至って増えていないのではないかと思います。また、少年事件においては、少年の気持ちの有り様を理解することが難しいという面があると思います。

少年事件では、無職の状態で行に走る場合が多く、非行を行った少年を雇い入れてくれる人が少ないと思います。社会の理解と受け入れも必要と思います。ほとんどの場合がちょっとの機会でもとまな人生を歩める子供が多いと思います。

7 裁判員制度について

安井総務課長から、平成 21 年 5 月までに施行される裁判員制度について、説明があった。

8 次回意見交換テーマについて

高齢化社会と家庭裁判所（成年後見制度）に関する事項を次回の意見交換テ

－マとすることです承された。

9 次回委員会の開催日時等について

次回委員会を平成18年1月18日(水)午後1時30分～午後4時に開催
することで、了承された。

10 閉会あいさつ(岡久委員長)

- 閉会 -

以上

